

時 期	その他
区 分	国土及び都市の安全確保
分 野	市街地の安全確保
検 証 項 目	防災拠点等の整備

根拠法令・事務区分	災害対策基本法、地震防災対策特別措置法等
執 行 主 体	国、県、市町
財 源	一般財源（事業によって国庫補助、地方債・地方交付税措置あり）
概 要	<p>大規模災害時において、応急対策、復旧・復興対策活動を迅速・円滑に進めるためには、救援物資の輸送、活動要員の受入、関係機関の情報共有化などの災害対策活動を展開するために必要な機能を有する拠点施設等の整備が必要である。このような施設は、平常時においては、防災関係機関等の訓練・研修に活用するとともに、住民の防災意識の向上と知識の普及を図るために活用されることも重要である。</p> <p>阪神・淡路大震災における、救援物資や活動要員の受入、重傷患者の搬送、関係機関の情報共有化などの様々な教訓を踏まえ、震災後、総合的な防災体制の確立と災害に強い都市づくりの必要性が強く認識され、被災自治体はもとより、国、自治体等において災害時における災害対策活動の拠点施設の整備が進められているところである。</p>

阪神・淡路大震災時における取組内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置 （「阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組内容とその結果」参照）</p> <p>阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果 （「阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組内容とその結果」参照）</p>
県	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置 （「阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組内容とその結果」参照）</p> <p>阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果 （「阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組内容とその結果」参照）</p>
市 町	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置 （「阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組内容とその結果」参照）</p> <p>阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果 （「阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組内容とその結果」参照）</p>
そ の 他	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置 （「阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組内容とその結果」参照）</p> <p>阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果 （「阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組内容とその結果」参照）</p>
阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組 法令の整備等 防災基本計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災基本計画において、国、公共機関及び地方公共団体は、各機関の防災中枢機能を果たす施設等の充実や総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備等に努めること、地方公共団体は、災害時には地域の災害対策活動の拠点となる施設の整備に努めること、など防災中枢機能等の確保・充実について定めている。[『防災基本計画』中央防災会議] 中央防災会議「今後の地震対策のあり方に関する専門調査会」の設置 ・平成14年7月の「今後の地震対策のあり方について報告」の中で、重点的に取り組むべき施策として、広域防災活動に関する計画を作成し、都道府県相互間の地域防災計画等の策定を推進、防災体制に係る諸般の基準や資機材の装備・仕様の標準化を促進するためのプログラムの作成と資機材の整備や体制の充実、広域的な地震災害に機動的に対応するヘリコプター等による防災

活動の充実、 基幹的広域防災拠点の整備をはじめ、広域防災拠点の整備やその機能・連携を強化することにより、広域防災体制の確立を図ることが提言されている。[『今後の地震対策のあり方について報告』中央防災会議今後の地震対策のあり方に関する専門調査会]

中央防災会議「防災基本計画専門調査会」の設置

- ・平成14年7月の「防災体制の強化に関する提言」の「迅速な災害応急体制の確保」において、特に大都市圏においては、国及び都道府県等が連携・協力して広域的な災害対策活動を展開する必要があることから、広域防災拠点を含む広域防災ネットワークの整備を推進するべきであることが提言されている。[『防災体制の強化に関する提言』中央防災会議防災基本計画専門調査会]

取組内容

【内閣府】

地域防災拠点の整備

- ・内閣府においては、地域防災拠点施設整備モデル事業により、優良な防災拠点施設整備の例を示すことにより、広域的な災害にも対応できる施設の整備を推進している。[『平成15年版防災白書』内閣府,p85]

稠密な市街地が連担する大都市圏における防災拠点の整備等

- ・東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点の整備等
都市再生本部による都市再生プロジェクト第一次決定（平成13年6月）において、「東京圏において大規模かつ広域的な災害が発生した際、広域的な救助活動や全国や世界からの物資等の支援の受け入れといった災害対策活動の核となる現地对策本部機能を確保するため、水上輸送等と連携した基幹的広域防災拠点を東京湾臨海部に整備する」こととされたことを受け、平成13年7月に関係省庁及び関係都府県市による「首都圏広域防災拠点整備協議会」が設置され、平成14年7月、具体的な整備箇所、整備手法等をまとめた「東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点整備基本計画骨子」を決定した。整備箇所については、有明の丘地区（東京都江東区）及び東扇島地区（神奈川県川崎市川崎区）において、適切な機能分担を行い相互に補完することにより、全体として一つの基幹的広域防災拠点の機能を発揮できるよう整備することとした。
- ・両地区については、平成14年度より整備に着手しており、今後、早期供用に向けた具体的な調整を行うとともに、合同現地对策本部の実践的運用計画、基幹的広域防災拠点を中核とした広域防災ネットワークの整備・連携等について具体的な検討・調整を図り、被災時の首都圏全体の運用体制等を整備して首都圏の広域防災体制を確立することとしている。

[『平成15年版防災白書』内閣府,p107,109-110]

近畿圏における広域防災拠点等の整備検討

- ・都市再生本部による都市再生プロジェクト第一次決定（平成13年6月）において、「大阪圏においても基幹的広域防災拠点の必要性も含め、広域防災拠点の適正配置を検討する」こととされたことから、内閣府と国土交通省近畿地方整備局を事務局として、有識者、関係省庁と関係府県市による「京阪神都市圏広域防災拠点整備検討委員会」を設置し、広域オペレーションの展開を踏まえた広域防災拠点の適正配置や基幹的広域防災拠点の必要性、防災拠点間の連携方策等について検討を行ってきた。
- ・委員会では、基幹的広域防災拠点の必要性、広域防災拠点の適正配置やネットワークの構築についての方針を内容とする「京阪神都市圏広域防災拠点整備基本構想」を平成15年6月に策定した。

[『平成15年版防災白書』内閣府,p108]

名古屋圏における広域防災ネットワークの整備検討

- ・内閣府と国土交通省中部地方整備局を事務局として、有識者、関係省庁と関係府県市による「名古屋圏広域防災ネットワーク整備・連携方策検討委員会」を設置し、名古屋圏における中核的な広域防災拠点の必要性・広域防災拠点の適正配置等を含む広域防災ネットワークの整備・連携に向けた検討を行ってきた。[『平成15年版防災白書』内閣府,p108]
- ・委員会では、中核的広域防災拠点の必要性、広域防災拠点の適正配置、広域防災ネットワークの整備についての方針を内容とする「名古屋圏広域防災ネットワーク整備基本構想」を平成16年7月に策定した。

【国土交通省】

防災安全街区の整備

- ・震災の教訓を踏まえ、震災に強いまちづくりの推進のため、平成7年4月に緊急にとりまとめた「震災に強いまちづくり構想」において、防災安全街区の提案を行い、地域全体の防災性を向上するため、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共・公益施設を集中させた街区として、災害時の拠点機能を維持することを目標に整備を行った。整備においては、土地区画整理事業、市街地再開発事業、街並み・まちづくり総合支援事業、都市公園事業、街路事業等の各種事業を活用した。[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策本部事務局,p297]

都市公園等の整備

- ・都市公園事業において、避難地、避難路、防災活動の拠点及び延焼防止帯等を確保し、都市の安全性、防災性の向上を図る観点から、防災公園となる都市公園及び低・未利用地の買収による多様な緑地（グリーンオアシス）の整備を推進している。[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策本部事務局,p297-298]

防災拠点となる官庁施設の整備

- ・広域的災害発生時の情報収集、伝達等の拠点となる合同庁舎の整備等を全国的に推進しているところであり、近畿地区においては、神戸海洋気象台、航路標識事務所等の官署を集約した神戸防災地方合同庁舎を整備した。それ以外の地域については、旭川地方合同庁舎、中央合同庁舎第2号館等について整備を進めた。[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策本部事務局,p298][『阪神・淡路大震災調査報告総集編』阪神・淡路大震災報告編集委員会,p189]

港湾における防災拠点等の整備

- ・重要港湾等において震災時に防火等の機能に配慮した植栽の選定・配置を行う緑地（避難緑地）を整備することとした。[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策本部事務局,p299]
- ・また、オープンスペース、耐震強化岸壁、輸送ルートを一体的に確保し、緊急物資の保管施設、通信施設等を必要に応じて備えた防災拠点を整備していくこととしており、港湾における緊急物資輸送用の耐震強化岸壁や避難緑地等と一体となった臨海部防災拠点整備モデル事業を創設し、広域的な災害にも対応できる施設の整備を推進している。[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策本部事務局,p299]
- ・このほか、阪神・淡路大震災において、港湾が緊急物資の海上輸送や仮設住宅用地など、市民生活の復興に大きな役割を果たしたことに鑑み、港湾において多目的な利用が可能なオープンスペース等に防災拠点を新たに整備することとしている。[『平成15年版防災白書』内閣府,p85-86]
- ・液状化に対しては、港湾施設において「港湾施設の液状化防止対策の実施要綱」を基本的な枠組みとして対策を積極的に推進している。[『平成15年版防災白書』内閣府,p86]

河川防災ステーションの整備

- ・防災活動を効率的に実施し、緊急物資等の輸送及び避難地の確保等に資するため、猪名川、加古川をはじめとする河川防災ステーションの整備を全国的に推進した。[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策本部事務局,p298]

防災センターの整備

- ・国土交通省では、平成13年6月より防災センターの運用を開始した。防災センターは、国土交通省において、地震や風水害等による大規模災害時に防災情報、現地の被害状況を一元的に集約し、災害の情報を総合的に把握する機能を有しており、災害時の緊急対策を決定するための災害対策の拠点として機能することを目的として整備されたものである。[『平成14年版国土交通白書』国土交通省][『平成15年版国土交通白書』国土交通省]

【農林水産省】

農林水産関係防災施設等の整備

- ・農林水産省においては、以下の施策を推進した。

治山施設等の整備

山腹崩壊、地すべり、ため池決壊、高潮などから人命、財産等を保護するための治山施設や地

すべり防止施設の整備、老朽のため池の改修補強、漁港海岸の整備を推進。[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策本部事務局,p298]

農産漁村における農道等の整備

緊急時における車両通行の円滑化のための農道等の整備、災害時に避難所として活用する広場、公園等の整備を推進。[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策本部事務局,p298]

農漁村における集落排水施設等の整備

循環活用が可能な生活・防火用水を確保するとともに、集落配水施設等の整備を推進。[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策本部事務局,p299]

災害に強い漁港の整備

緊急食料の輸送や救援活動の拠点として活用しうる漁港の整備を推進。[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策本部事務局,p299]

【総務省、消防庁】

緊急防災基盤整備事業の推進

- ・総務省及び消防庁においては、大規模な地震等の発生時に住民の安全が確保できるよう緊急に防災機能の向上を図るため、平成7年度からの措置として、緊急防災基盤整備事業を創設し、避難地や災害対策拠点等となる公共・公用施設、不特定多数の者が利用する公共施設等について耐震性の強化、防災拠点、ヘリポート、防災情報通信施設等、地域防災計画に基づき整備すべき防災基盤の整備、を推進した。[『平成15年版防災白書』内閣府,p223][『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策本部事務局,p298]

防災まちづくり事業の推進

- ・防災まちづくり事業の中に、震災対策特別事業を設け、地方公共団体が行う、拠点避難地整備事業、避難地情報表示システム整備事業、地域防災無線整備事業、公共建物の耐震化事業、ヘリコプター離着陸場整備事業等に対して、地方債と地方交付税措置により、整備を推進した。平成5年度から9年度までの5年間の措置であったが、その後延長措置が講じられた。[『平成15年版防災白書』内閣府,p223]

防災対策事業の推進

- ・平成14年4月からは、防災まちづくり事業と緊急防災基盤整備事業を再編成して、地域における「災害に強い安全なまちづくり」を目指し、住民の安全の確保と被害の軽減を図るため、防災対策事業を創設した。この中で防災基盤整備事業及び公共施設等耐震化事業を推進している。
- ・防災基盤整備事業については、防災拠点施設や拠点避難地等の防災施設整備事業や、行政防災無線等の防災システムのIT化事業、消防の広域再編に伴い新改築する消防庁舎等の消防広域化対策事業等を対象とし、公共施設等耐震化事業については、地域防災計画、その耐震改修を進める必要のある公共施設及び公用施設の耐震化を対象としている。

[『防災対策事業について(通知)』総務省・消防庁]

【文部科学省】

地域の防災拠点としての学校の改善整備

- ・災害時に応急的な避難場所となる学校について、文部科学省では、公立学校施設の耐震化を最優先課題として位置づけ、施設の改築や補強事業における国庫補助の充実を積極的に図っている。また、老朽化した公立学校施設の大規模改修や改築事業も進めており、市町村が適切に公立学校施設の整備を実施できるよう支援していくこととしている。[『平成15年度文部科学白書』文部科学省,p196-197]

姫路城・防災センターの整備

- ・阪神・淡路大震災を教訓に、文化庁と姫路市は、姫路城に最新の防災システムを取り入れた防災センターを整備した。本センターは、消防庁の「優良消防防災システム」に選ばれた。[『阪神・淡路大震災復興誌第8巻』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p652]

	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果 地域防災拠点施設整備モデル事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成8年度の創設以来、平成15年度までに東京都目黒区など27か所において施設が完成し、現在、三重県鈴鹿市等において事業を実施している。[『平成15年版防災白書』内閣府,p85]
<p>県</p>	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組 地域防災計画において、県域防災拠点として三木震災記念公園（仮称）を整備することを定めている。また、重層的な防災拠点の整備を図るため、広域防災拠点、地域防災拠点（各市町に地域防災拠点を1か所以上配置）、コミュニティ防災拠点（地区住民の避難地及び防災活動拠点）の整備について定めている。[『兵庫県地域防災計画』兵庫県]</p> <p>防災臨時ヘリポートの増設</p> <ul style="list-style-type: none"> 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、兵庫県では平成10年7月に新たに164箇所の防災対応離着場を指定した。[『阪神・淡路大震災復興誌第4巻』（財）阪神・淡路大震災記念協会,p557] <p>災害対策センターの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部が災害対策活動の中核拠点としての役割を十分に果たすことができるよう、災害対策専用庁舎として災害対策センターを整備した。（平成12年8月完成） 災害対策センターは、震度7クラスの大地震動にも堪えられる耐震性を備え、非常用発電機の完備、燃料の備蓄、電話回線の二重化、専用井戸による飲料水の確保などバックアップ機能の充実、自衛隊、警察等の防災関係機関やライフライン各社との連携強化を図るための専用のスペースの確保などの機能を備えている。 <p>[『兵庫県地域防災計画』兵庫県][兵庫県 http://web.pref.hyogo.jp/syoubou/taisaku/center.html]</p> <p>人と防災未来センター（防災未来館・ひと未来館）の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 阪神・淡路大震災の経験や教訓を後世に継承し、国内外の災害による被害の軽減に貢献するとともに、いのちの尊さや共生の大切さなどを世界に発信するため、平成14年4月に「防災未来館」を、平成15年4月26日に「ひと未来館」を開設した。[『阪神・淡路大震災復興誌第8巻』（財）阪神・淡路大震災記念協会,p637-638] <p>国際防災・人道支援拠点の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> 人と防災未来センター「ひと未来館」には、アジア防災センター、国連人道問題調整事務所（OCHA）神戸、国連地域開発センター防災計画兵庫事務所、地震防災フロンティア研究センター、（財）21世紀ヒューマンケア研究機構、（財）阪神・淡路大震災記念協会が入居しており、また、HAT神戸には国際協力事業団（JICA）兵庫国際センターも開設されていることから、これらの国際的防災関係機関等をはじめとした関連機関と連携し、国際防災・人道支援拠点の形成を図ることとしている。[『阪神・淡路震災復興計画最終3か年推進プログラム』兵庫県,p87-88] <p>県域防災拠点の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、災害時における全県的な応急活動拠点として、三木震災記念公園（仮称）の整備を進めている。平常時においては、防災に関する人材育成や調査研究、情報発信などを行うとともに、スポーツや野外活動が楽しめる総合運動公園としても整備するものである。[『兵庫県地域防災計画』兵庫県] <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・県域防災拠点：三木震災記念公園（仮称） ・整備地区：三木市志染町地区 ・面積：約308ha ・機能： <ul style="list-style-type: none"> 災害時における応急活動拠点機能 防災に関する教育、訓練を通じての人材育成拠点機能 防災に関する国内外への情報発信拠点機能 防災に関する調査研究拠点機能 多くの人々に親しまれ活用されるスポーツ拠点機能 </div> <p>広域防災拠点の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合的な防災体制の確立に向けて、救助資機材や救援物資の備蓄・集積・配送機能、応援要員の集結・出勤機能を備えた広域防災拠点の整備を計画的に進めている。[『兵庫県地域防災計画』

兵庫県]

- ・広域防災拠点：19箇所
- ・機能： 救助資機材等の蓄及び地域内外からの物資の集積・配送拠点
救援・復旧活動にあたる機関の部隊駐屯拠点
- ・広域防災拠点の構成： 中核となる公園等の広場
防災センター施設

表 広域防災拠点一覧

市街地連担型		市街地分散型	
神戸都心	神戸市	ウッディタウン	三田市
しあわせの村	神戸市	三木全県	三木市
西宮地区	西宮市	播磨中央	滝野町
西猪名	伊丹市、川西市	西播磨	上郡町
明石海浜	明石市	赤穂海浜	赤穂市
日岡山	加古川市	播磨空港(調査中)	姫路市、夢前町、香前町
手柄山	姫路市	但馬空港	豊岡市、日高市
播磨空港(調査中)	姫路市、夢前町、香前町	和田山	和田山町
		年輪の里	柏原町
		淡路島国際公園都市	淡路町、東浦町
		洲本	洲本市

緊急消防援助隊広域訓練拠点の整備

- ・三木震災記念公園（仮称）内の消防学校の訓練施設を活用し、緊急消防援助隊の合同訓練施設を整備することとなった（平成13年12月国第二次補正予算で承認）。
- ・国の緊急消防援助隊の合同訓練施設は全国初であり、列車事故など大規模な援助事案を想定した訓練のほか、大地震や大規模な火災、化学薬品などによる特殊な事故災害にも対応できる訓練ができる施設を想定している。このため、実火災訓練や耐熱耐煙訓練室となる訓練棟や列車事故訓練場、屋内訓練場、水難救助訓練が行えるプールなどを整備する計画である。

[『阪神・淡路大震災復興誌第7巻』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p568][『阪神・淡路震災復興計画最終3か年推進プログラム』兵庫県]

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果

防災臨時ヘリポートについては、計243箇所と震災前の3倍増となり、ほぼ県内全域に指定されることになった。[『阪神・淡路大震災復興誌第4巻』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p557]
広域防災拠点については、現在までに、西播磨広域防災拠点（平成11年3月完成、赤穂郡上郡町播磨科学公園都市内）と但馬広域防災拠点（平成13年8月完成、豊岡市但馬空港内）は整備を完了している。[『兵庫県地域防災計画』兵庫県]

市 町

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組

【神戸市】

神戸市は、神戸安全都市づくり推進計画（神戸市地域防災計画・防災事業計画）に基づき、圏域の広がりに対応した防災拠点の整備、水とみどりのネットワークの整備、多重性のある広域交通ネットワークの整備、ライフラインネットワークの整備、などを進めることとしている。[『神戸安全都市づくり推進計画』神戸市]

広域防災拠点については、1.安心生活圏の防災拠点（地域防災拠点、防災支援拠点、防災総合拠点）2.中枢拠点（市役所、神戸震災復興記念公園（仮称）等）3.広域防災拠点（神戸の特性を生かした、海の広域防災拠点、空の広域防災拠点、陸の広域防災拠点）を位置づけ、防災体制の強化を図ることとしている。[『神戸安全都市づくり推進計画』神戸市]

神戸震災復興記念公園（仮称）の整備

- ・神戸市は、震災の経験と教訓を後世の人々に継承するため、神戸のまちが復興から発展へと前進する姿を木々の生長とともに見つめていく「みなとのもり公園」を基本理念に、神戸震災復興記念公園（仮称）を復興の記念事業として整備を進めている。[『阪神・淡路大震災復興誌 第7巻』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p567]
- ・記念公園の予定地は、(旧)JR貨物神戸港駅（浜辺通）と南側に隣接する新港第四突堤（新港町）の一部で計画されており、浜辺通部分については、駅の撤去後平成16年1月に用地の引渡しを受け、その後順次整備を進めており、平成22年春に全面供用開始を目指している。また、公園の計

	<p>画、整備、管理運営などについては、市民参画によって進めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記念公園整備事業（浜辺通部分は、政府の復興特定事業の1つに指定されており、事業費は約110億円を見込み、国から約1/3の補助を受けるものである。[『阪神・淡路大震災復興誌 第7巻』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p567] <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>位置：神戸市中央区浜辺通（JR貨物神戸港駅跡地） 面積：約5.6ha 事業主体：神戸市・都市基盤整備公団 事業手法：防災公園街区整備事業 整備年度：平成15年度～平成21年度（予定） 整備費用：全体事業費約110億円 事業経緯：H12.2.23 「阪神・淡路大震災記念プロジェクト」として国の復興特定事業に認定 H12.2.29 都市計画決定告示 H13.11.5 神戸市公園緑地審議会「市民に親しまれる神戸震災復興記念公園について」を答申</p> <p>整備方針 1)公園の計画、整備、管理運営を市民参画によって進める。 2)阪神・淡路大震災のシンボル空間とする。 3)三ノ宮都心部における広域避難場所として防災の拠点とする。 4)日常時、災害時ともボランティア等市民活動の拠点とする。 5)六甲山から神戸空港に至る中央都市軸のみどりの拠点とする。 6)「慰霊と復興のモニュメント」、「人と防災未来センター」等と連携し、機能分担を図る</p> </div> <p>【明石市】 体験学習型防災センターの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明石市は、消防本部新庁舎に、実践的な防災学習ができる防災センターを併設した。（平成15年2月末完成）[『阪神・淡路大震災復興誌 第7巻』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p569] <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
<p>その他</p>	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
<p>これまでの各方面からの指摘事項</p>	
<p>「京阪神都市圏広域防災拠点整備基本構想」（平成15年6月20日、京阪神都市圏広域防災拠点整備検討委員会）において、広域防災拠点等の運用を図るために今後検討すべき事項として以下があげられている。</p>	
<p>5 今後検討すべき課題</p> <p>本基本構想は、京阪神都市圏における基幹的広域防災拠点の必要性及び広域防災拠点の適正配置等について検討を行ったものであるが、広域防災拠点等の的確な運用を図っていくためには今後別途以下のような検討を行うべきである。</p> <p>基幹的広域防災拠点に参集すべき国、地方公共団体等の職員の構成、効果的な連携や役割分担、情報共有などについて検討する必要がある。</p> <p>応援物資や広域支援部隊の投入についての全国レベルでの供給に関して検討する必要がある。</p> <p>被災時の水上交通の活用方策と、それを可能とする平常時からの水上交通の推進策について検討する必要がある。</p> <p>東南海南海地震など被害が多圏域にわたる場合の基幹的広域防災拠点の運用に関して検討する必要がある。</p>	
<p>「広域防災拠点が果たすべき消防防災機能のあり方に関する調査検討会報告書」（平成15年3月、総務省消防庁）において、「広域防災活動支援のための広域防災拠点に関する共通の課題」として、オープンスペースの確保、広域防災拠点における防災情報の共有化の実現、広域防災拠点を活用した緊急消防援助隊の機能充実のための仕組みの検討（資機材、機器類等の標準化・高機能化、車両の充実など）、災害ボランティア活動支援のための環境整備（広域防災拠点と災害ボランティアセンターとの連携強化など）、圏域内における定期的な協議の実施、などをあげている。</p>	
<p>課題の整理</p>	
<p>都府県境を越えた広域防災拠点の連携・活用 体系的な防災拠点の整備</p>	
<p>今後の考え方など</p>	

平常時は都市の憩いの空間として、また災害時には安全な避難空間や消火・生活用水として活用可能な河川緑地軸・街路緑地軸・山麓緑地軸等による「水と緑のネットワーク」の整備を引き続き進める。(神戸市)
本市は、阪神・淡路都市復興基本計画において阪神間における広域防災拠点となっていないが、広域防災拠点との中継地として連携に努める。(尼崎市)